

＜産業廃棄物に該当するもの＞

| 産業廃棄物の種類 | | 例 |
|------------|------------------------|--|
| すべての業種に共通 | 1 燃え殻 | 石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ |
| | 2 汚泥 | メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥 |
| | 3 廃油 | 廃潤滑油、廃切削油、シンナー等廃溶剤類 |
| | 4 廃酸 | 廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液 |
| | 5 廃アルカリ | 廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液 |
| | 6 廃プラスチック類 | ビニルくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず |
| | 7 ゴムくず | 天然ゴムくず |
| | 8 金属くず | 研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ |
| | 9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず | ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず |
| | 10 鉱さい | スラグ、ノロ、廃鉱物砂 |
| | 11 がれき類 | 工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等 |
| | 12 ばいじん | ばい煙発生施設等で発生するばいじんでは集塵設備で集められたもの |
| 特定の業種によるもの | 13 紙くず | 工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ・紙等製造業、印刷業、製本業、印刷加工物業で発生した紙くず |
| | 14 木くず | 工作物の新築・改築等で発生したもの、木材、木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず、廃パレット |
| | 15 繊維くず | 工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず |
| | 16 動植物性残さ | 食料品・医薬品・香料製造業で原料とした動植物の固形状の不要物 |
| | 17 動物系固形不要物 | と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物 |
| | 18 動物のふん尿 | 畜産農業の動物のふん尿 |
| | 19 動物の死体 | 畜産農業の動物の死体 |
| 20 | 政令第 13 号廃棄物 | 上記 1 から 19 の産業廃棄物を処理したもので、1 から 19 に該当しないもの（コンクリート固形化物等） |